

出雲市農業委員会（第2期）第30回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和5年(2023)1月26日(木) 午後1時26分から午後2時50分

2 場所 出雲市役所 3階 庁議室

3 出席委員(23名)

大梶 泰男	松本 尚幸	原 孝治	河原 基	岡田 征記
落合 光啓	佐野 芳夫	松井 幸男	岡 正	水 壯
石飛 忠宏	渡部 靖司	上野 正夫	天野 明浩	塩野 一男
板垣 房雄	今岡 充	持田 守夫	江角 昭夫	伊藤 美樹
青木 敏男	若槻 博美	遊木 龍治		

4 欠席委員(1名)

石飛 政樹

5 提出議題

(1) 報告事項

報第101号 会長専決処分の報告

報第102号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第103号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第104号 農地法第3条の規定による許可の取消について

(2) 議案審議

議第201号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第202号 農地法第3条の規定による許可の決定について

議第203号 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について

議第204号 農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について

議第205号 非農地証明について

議第206号 農地法第3条第2項第5号による別段面積について

(農地法施行規則第17条第2項)

会長あいさつ

6 議事

会長が議長を務め、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。署名委員に14番上野正夫委員、16番塩野一男委員を指名する。

議長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。

報告事項、報第101号会長専決処分の報告、報第102号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第103号農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報第104号農地法第3条の規定による許可の取消について、を一括して報告します。

報第101号会長専決処分について、報告いたします。第29回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条1件、第5条4件については、島根県農業会議第82回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、農地法第4条1件、第5条4件を、常設審議委員会における決定日の1月10日付けで許可決定しております。

また、第29回総会で承認いたしました案件で、都市計画法第29条第1項に基づく開発行為の許可が未済のため、許可保留としていました農地法第5条1件について、令和5年1月25日付で開発行為の許可がありましたので、許可日と同日の令和5年1月25日付で許可決定しております。以上、報告といたします。

議長 続いて、報第102号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

和泉主事 それでは、報第102号について、説明します。農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。

報告事項の1ページから2ページをご覧ください。今月は受付番号118番から124番の7件の通知がありました。内訳としては、借人の都合が4件、農地法3条申請のためが1件、中間管理機構への移行が1件、農地法5条申請のためが1件となっています。農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しな

いものと考えます。以上報告といたします。

議長 続いて、報第103号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

和泉主事 それでは、報第103号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明いたします。農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。第30回総会 報告事項の3ページから13ページをご覧ください。この届出の先月受付分は、受付番号161番から182番までの22件でした。権利の取得事由は、22件全てが「相続」によるものでした。市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。受付番号165番、166番は、あっせん希望がありましたので、担当農業委員さんに相談をしています。なお、本届出の受理通知は届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、1月6日付けで通知を出しております。以上、報告といたします。

議長 続いて、報第104号農地法第3条の規定による許可の取消について、事務局から報告をお願いします。

和泉主事 それでは、報第104号について説明いたします。報告事項14ページをご覧ください。農地法3条の許可の取消願が1件ありました。受付番号8番になります。令和3年8月25日付で許可した案件です。許可を受けたのは大社町杵築東の1筆で、譲受人は隣接の宅地とセットで購入し野菜を栽培する予定でしたが、第三者が隣接の宅地を購入することになり譲受人との売買契約が成立しなくなったため、今回許可の取消を求められたものです。取消願に係る許可を1月10日付で取り消しております。取消後は、宿泊施設を建設する予定で、今月農地法5条の申請をされていますので後ほど担当からご説明いたします。説明は以上です。

議長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問はございませんか。

議長 質問は無いものと認めます。

議長 続いて、議案の審議を行います。議第201号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。農業振興課河井係長から内容について、説明をお願いします。

河井係長 それでは、議第201号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会での判断をお願いいたします。それでは、1月31日公告予定の集積計画の概要をご説明いたします。お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定です。2ページ上の利用権設定合計の賃借権の行をご覧ください。設定合計は131筆、221,579.67㎡、うち新規の設定が23筆、34,604㎡、再設定が108筆、186,975.67㎡です。この内訳については2ページの別表①の総計欄の一番下、合計をご覧ください。相対分合計が、59筆、93,950.37㎡、中間管理事業分合計が、72筆、127,629.3㎡、うち中間管理事業一括方式分が、23筆、52,939㎡となっております。となっております。

続きまして、使用貸借権の設定です。2ページ上の利用権設定合計の使用貸借権の行をご覧ください。設定合計は176筆、189,557㎡、うち新規の設定が16筆、19,293㎡、再設定が160筆、170,264㎡です。この内訳については3ページの別表②の総計欄の一番下、合計をご覧ください。相対分合計が、17筆、21,129㎡、中間管理事業分合計が159筆、168,428㎡、すべて中間管理事業一括方式分となっております。今月のすべての利用権設定の合計は、2ページ上の利用権設定合計の総計欄の一番下、合計をご覧ください。307筆、411,136.67㎡です。その他 詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者及び利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。

また、前回の総会で決定いただきました、農地中間管理事業の集積計画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。説明は、以上でございます。

議長　それでは、議題となっています議第201号のうち、7件が農業委員関与案件となります。その内、15番天野 明浩委員の関与案件が、17ページの193番、となります。それでは、15番天野 明浩委員の関与案件1件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、15番天野 明浩委員が除斥となります。

議長　本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長　質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第201号のうち15番天野明浩委員の関与案件1件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議長　挙手全員と認めます。よって、15番天野明浩委員の関与案件1件を承認します。ここで天野委員の除斥を解除いたします。

議長　続いて、4番原孝治委員の関与案件が、26ページの219番から221番の3件、となります。それでは、4番原孝治委員の関与案件3件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、4番原孝治委員が除斥となります。

議長　本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長　質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第201号のうち4番原孝治委員の関与案件3件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議長　挙手全員と認めます。よって、4番原孝治委員の関与案件4件を承認します。ここで原委員の除斥を解除いたします。

議長　続いて、9番松井 幸男委員の関与案件が、34ページの242番から243番の2件、となります。それでは、9番松井幸男委員の関与案件2件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、9番松井幸男委員が除斥となります。

議長　本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますとそういたしますと、議第201号のうち9番松井 幸男委員の関与案件2件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、よって、9番松井幸男委員の関与案件2件を承認します。ここで松井委員の除斥を解除いたします。

議長 続いて、16番塩野一男委員の関与案件が、36ページの245番となります。それでは、16番塩野一男委員の関与案件1件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、16番塩野一男委員が除斥となります。

議長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第201号のうち16番塩野一男委員の関与案件1件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、16番塩野一男委員の関与案件1件を承認します。ここで塩野委員の除斥を解除いたします。

議長 続きまして、議第201号のうち、先ほどの先議案件7件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

石飛忠宏委員 議席番号12番の石飛です。資料の29ページから31ページに多くの筆に同じ有限会社が利用権を設定していますが、どういった会社で、どういった経過ですか。

河井係長 この会社は、大社町修理免に所在する会社で、主に大社町遙堪や菱根で農地を集約しておられますが、今回申請地で円滑化事業が終わるのにあたり、耕作者が変わられたものです。

松本委員 議席番号3番の松本です。今回大社地域の事業者さんが、長浜地区で営農されるところですが、地区内で耕作者が見つからずお世話になることになり、長浜地区としても喜んでいるところです。

石飛忠宏委員 分かりました。ありがとうございました。

議 長 他にご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第201号のうち、先議案件7件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第201号のうち、先議案件7件を除くすべての案件について承認します。

議 長 次に、議第202号農地法第3条の規定による許可の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

和泉主事 それでは、議第202号 農地法第3条の規定による許可の決定について、ご説明いたします。第30回総会議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が7件ありました。個別の事案についてご説明いたします。2ページから3ページをご覧ください。

受付番号95番について説明します。譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が自己所有地と一体的にぶどうを栽培される計画です。

つづいて、受付番号96番について説明します。譲渡人は、規模縮小のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が牧草を栽培される計画です。

つづいて受付番号97番、98番は譲受人が同じですので合わせて説明します。譲渡人は、それぞれ労力不足のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号99番について説明します。譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がえごまを栽培される計画です。

つづいて受付番号100番について説明します。譲渡人は、規模縮小のため、従来からの耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜や果樹を栽培される計画です。

つづいて受付番号101番について説明します。譲渡人は、規模縮小の

ため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が水稻を栽培される計画です。

以上、受付番号95番から101番については、4ページから5ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第202号農地法第3条の規定による許可の決定について、を承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第202号農地法第3条の規定による許可の決定について、を承認いたします。

議 長 次に、議第203号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

後藤副主任 それでは、議第203号 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、ご説明いたします。第30回総会議案の1ページをご覧ください。今月は、2件の申請がありました。議案書は6ページ、説明資料は1ページから3ページ、参考資料は1ページ2ページをご覧ください。今月は、2月に開催予定の第83回常設審議委員会に諮問する予定の案件はありません。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

議案書6ページの受付番号51番についてご説明いたします。説明資料は、1ページから3ページをご覧ください。渡橋町の田3筆です。詳細な位置につきましては、2ページの案内図でご確認ください。転用目的は、共同住宅です。面積については、転用面積・事業面積がともに2、870㎡です。申請地は、都市計画区域内の用途地域になります。農地区分は、第3種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、申請地の近隣に居住している個人です。この度、第1種住居地域に位置し、市中心部に近く住居の需要が高い申請地を整備し、貸集合住宅1棟を建築する計画です。資金計画につきましては、所要資金額2億7000万円で、これに対する資金調達は、全額借入金で賄う計画です。融資証明を確認しています。

今月は追認の案件が1件あります。受付番号52番の案件は、平成5年頃から農業用の物置、作業場、農業用機械及び資材の格納庫として使用していたものです。農用区域内ですが、令和4年11月に農業振興課に農地を農業用施設用地として用途を変更し使用する申請を行い12月に決定を行ったところになります。申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。

以上、受付番号51番、52番については、農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

持田委員 議席番号19番の持田です。受付番号51番の案件は、駐車場の台数が多いような気がします。

後藤副主任 今回建設される共同住宅は3階建てになりますので、部屋数も多くなっています。

持田委員 わかりました。

議長 他にご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第203号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議長 よって議第203号の全案件を許可決定及び承認いたします。

議長 次に、議第204号農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

吉川主任 それでは、議第204号について、ご説明いたします。議案書の7ページから8ページ、説明資料の4ページから12ページ、参考資料の3ページから18ページをご覧ください。今月は、所有権の移転のみ11件の申請がありました。今月は、2月に開催予定の第83回常設審議委員会に諮問する予定の案件はありません。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

議案書7ページの受付番号243番です。説明資料の4ページから6ペー

ジをご覧ください。転用場所は平田町の田2筆です。案内図は5ページです。転用目的は、宅地分譲地です。面積は転用面積・所要面積ともに2, 172㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第3種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で宅地建物取引業を営む法人です。この度、利便性の高い申請地を取得して宅地分譲地として利用する計画です。資金計画については、所要資金額4, 100万円で、これに対する資金調達は自己資金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書8ページの受付番号247番です。説明資料の7ページから9ページをご覧ください。転用場所は大社町杵築東の畑1筆です。案内図は8ページです。申請地は、報第104号でご説明しておりますとおり、農地法第3条の規定による許可を取消済です。転用目的は、宿泊施設です。転用面積は180㎡、所要面積は1, 282.77㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第3種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、旅館業を営む法人です。この度、観光客にとって利便性の高い申請地を取得して旅館を建築する計画です。資金計画については、所要資金額1億4, 800万円で、これに対する資金調達は自己資金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書8ページの受付番号248番です。説明資料の10ページから12ページをご覧ください。転用場所は斐川町学頭の田2筆です。案内図は11ページです。転用目的は、太陽光発電所です。面積は、転用面積・所要面積ともに1, 526㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第45条第2号の「公共500」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で複数の産業用及び家庭用太陽光発電事業を営む法人です。この度、山陰自動車道及び国道9号線に近接した申請地を取得し、太陽光発電施設を建設する計画です。資金計画については、所要資金額960万9千円で、これに対する資金調達は自己資金の計画であり、証明を確認しています。

その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。以上、受付番号238番から248番については、いずれも農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議長 ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第204号農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について、を承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、議第204号の全案件を許可決定及び承認いたします。

議長 それでは、議第205号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

山田次長 それでは議第205号、非農地証明の申請について説明します。議案書の9ページ及び説明資料13ページから18ページをご覧ください。今月は3件の申請がありました。

受付番号30番について説明いたします。申請地については議案書9ページに載せております。また説明資料の13ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料14ページの現況写真をご確認ください。申請地は30年以上耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は1月16日に板垣農業委員、山本推進委員、事務局職員で行っています。

受付番号31番について説明いたします。申請地については議案書9ページに載せております。また説明資料の15ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料16ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作されず、原野の状態となっています。現地確認は1月16日に板垣農業委員、岩崎推進委員、事務局職員で行っています。

受付番号32番について説明いたします。申請地については議案書9ページに載せております。また説明資料の17ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料18ページの現況写真をご確認ください。申請地は30年以上耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は1月16日に石飛農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。

3件の申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。

説明は以上です。

議 長 事務局から説明がありました。板垣農業委員さん、補足はございますか。

板垣委員 議席番号17番の板垣です。30番につきましては、かなり長い間耕作されておらず、かなり木が生えており、山林化していました。31番の案件については、ずっと長い間原野の状態、耕作されていない土地でございます。そういった現状でした。以上です。

議 長 石飛農業委員さん、補足はございますか。

石飛委員 議席番号12番の石飛です。先ほど事務局から説明があったとおりでして、どこが対象地なのかもわからないような山の状態でした。以上です。

議 長 事務局及び担当農業委員から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第205号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第205号非農地証明について、を承認いたします。

議 長 それでは、議第206号農地法第3条第2項第5号による別段面積について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

和泉主事 それでは、議第206号 農地法第3条第2項第5号による別段面積について、ご説明いたします。議案の10ページから17ページをご覧ください。出雲市農業委員会では、特定の農地について、別段面積の適用について審議し、一筆ごとに下限面積を設定できるようになっております。これは、農家の高齢化、後継者がいない、所有者が遠隔地にいるなどの理由により、耕作が困難で将来的にも耕作されないと見込まれる農地について、「非農家の方が耕作したい」という場合に、筆ごとに指定し、別段面積を10アール以下に設定するものです。今回は、26件、30筆の農地について、土地所有者から適用希望の申出がありました。申出地につきましては、事前に該当地区の農業委員及び農地利用最適化推進員と事務局職員で現地の状況を確認してお

ります。個別の事案について、説明いたします。説明資料の19ページから70ページをご覧ください。

受付番号1番は、大津町の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、近隣居住者から取得希望が出ております。現地確認については11月21日に遊木農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、白菜や大根などの野菜を栽培される計画です。

受付番号2番は、矢野町の土地1筆です。土地所有者は、就労による労力不足のため、近隣居住者から取得希望が出ております。現地確認については、12月6日に松井農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、季節野菜を栽培される計画です。

受付番号3番は、平野町の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、近隣居住者から取得希望が出ております。現地確認については、11月30日に若槻農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、季節野菜を栽培される計画です。

受付番号4番は、上島町の土地2筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、近隣居住予定者から取得希望が出ております。現地確認については11月21日に遊木農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、季節野菜を栽培される計画です。

受付番号5番は、上島町の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、土地所有者の親戚から取得希望が出ております。現地確認については11月21日に遊木農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、季節野菜を栽培される計画です。

受付番号6番は下古志町の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、近隣農地耕作者から取得希望が出ております。現地確認については11月24日に原農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、隣接する自己所有地と一体的に野菜や果樹を栽培される計画です。

受付番号7番は、知井宮町の土地3筆です。土地所有者は、自宅から通いにくいことによる耕作不便のため、近隣居住者から取得希望が出ております。現地確認については、11月24日に原農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、季節野菜を栽培される計画です。

受付番号8番は、神西沖町の土地1筆です。土地所有者は、狭小かつ他の耕作地から離れていることによる耕作不便のため、近隣居住者から取得希望が出ております。現地確認については、11月29日に石飛政樹農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、ブル

ーベリーを栽培される計画です。

受付番号9番と10番は農地の交換です。受付番号9番は、近隣農地耕作者から取得希望が出ており、取得後は、ブロッコリーを栽培される計画です。受付番号10番は、近隣居住者から取得希望が出ており、取得後は、キャベツを栽培される計画です。現地確認については、11月29日に石飛政樹農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。

受付番号11番は、荒茅町の土地1筆です。土地所有者は、面積が狭小であることによる耕作不便のため、近隣農地耕作者から取得希望が出ております。現地確認については、12月1日に松本農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、隣接する自己所有地と一体的にジャガイモや果樹を栽培される計画です。

受付番号12番は、平田町の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、近隣居住者から取得希望が出ております。現地確認については、11月22日に岡農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜を栽培される計画です。

受付番号13番は、平田町の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、近隣居住者から取得希望が出ております。現地確認については、11月22日に岡農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜を栽培される計画です。なお、一部は取得希望者の自宅への進入路として転用許可申請の予定です。

受付番号14番は、湖陵町大池の土地1筆です。土地所有者は、就労による労力不足のため、近隣居住者から取得希望が出ております。現地確認については、12月1日に石飛忠宏農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、サツマイモなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号15番は、湖陵町大池の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、近隣の宅地購入者から取得希望が出ております。現地確認については、12月1日に石飛忠宏農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、果樹を栽培される計画です。

受付番号16番は、大社町遙堪の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、近隣居住者から取得希望が出ております。現地確認については、12月8日に大梶農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、季節野菜を栽培される計画です。

受付番号17番は、大社町北荒木の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、土地所有者の親戚から取得希望が出ております。現地確認については、12月9日に大梶農業委員及び農地利用最適化推進委員3

名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜を栽培される計画です。

受付番号18番は、斐川町上庄原の土地1筆です。土地所有者は、市外在住による耕作不便のため、近隣の宅地購入者から取得希望が出ております。現地確認については、12月8日に伊藤農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、サツマイモなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号19番は、斐川町上庄原の土地1筆です。土地所有者は、体調不良による労力不足のため、近隣居住者から取得希望が出ております。現地確認については、12月8日に伊藤農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜を栽培される計画です。

受付番号20番は、斐川町出西の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、近隣居住者から取得希望が出ております。現地確認については、12月5日に岡田農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜を栽培される計画です。

受付番号21番は、斐川町求院の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、近隣居住者から取得希望が出ております。現地確認については、12月5日に岡田農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は取得希望者が経営している飲食店で提供する玉ねぎやカボチャ、ブルーベリーを栽培される計画です。

受付番号22番は、斐川町求院の土地1筆です。土地所有者は、自宅から離れていることによる耕作不便のため、近隣居住者から取得希望が出ております。現地確認については、12月5日に岡田農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は大根や玉ねぎなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号23番は、斐川町富村の土地1筆です。土地所有者は、怪我をしたことによる労力不足のため、土地所有者の弟から取得希望が出ております。現地確認については、11月18日に青木農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、季節野菜や果樹を栽培される計画です。

受付番号24番は、斐川町鳥井の土地2筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、近隣の宅地購入者から取得希望が出ております。現地確認については、11月18日に青木農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、季節野菜を栽培される計画です。

受付番号25番は、斐川町原鹿の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、近隣の宅地購入者から取得希望が出ております。現

地確認については、11月22日に佐野農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜を栽培される計画です。

受付番号26番は、斐川町三分市の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、近隣の宅地購入者から取得希望が出ております。現地確認については、11月24日に江角農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、季節野菜を栽培される計画です。

個別事案の説明は以上になります。委員のみなさまにおかれましては、お忙しい中、現地確認にご協力いただきありがとうございました。

なお、農地法の改正により下限面積要件が無くなることについては、この後で説明させていただきます。以上で説明を終わります。

議長 ご質問、ご意見はございませんか。

岡委員 議席番号10番の岡です。近隣の宅地購入者の申請のうち、県外の人がおられますが、住んではおられない状況ですか。

和泉主事 許可後に引っ越しをされる予定です。

岡委員 わかりました。耕作されるか心配でしたので。

和泉主事 引っ越した後に耕作されることを申請の段階で確認しています。改めて3条申請をされる際にも確認をいたします。

岡委員 よろしく申し上げます。

議長 他にご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第206号農地法第3条第2項第5号による別段面積について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって議第206号農地法第3条第2項第5号による別段面積について、を承認いたします。

議長 予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後2時50分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

藤原事務局長、山田次長、吉川主任、後藤副主任、和泉主事

農業振興課

農地利用調整係 河井係長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員
